

(別紙1) 第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務委託仕様書

(適用)

1. この仕様書は、宜野湾市(以下「甲」という。)が委託する「第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する業務委託契約」に適用し、受託者(以下「乙」という。)が行う業務(以下「委託業務」という。)の内容及び実施方法等について定める。

(契約の概要)

2. 委託業務名

第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務

3. 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

4. 業務の目的

宜野湾市の高齢者が、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れることを目指し、高齢者と介護者の実態及び保健・福祉サービスに対する意向調査を集計分析することにより、地域の実情や特性を活かした計画を策定することを目的に実施するものである。

5. 業務

第8期の計画策定に係る業務については、計画策定に必要な提案等を行い、第7期までの計画における事業実績等の把握・分析を行うとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 実態調査業務

- (2) 計画策定業務

(委託業務の内容)

6. 業務内容

- (1) 実態調査業務

実態把握のための調査方法、調査項目等の検討、提案を行い、回収した調査票の入力・集計作業から日常生活圏域ごとの高齢者等の実態把握や今後の介護サービス利用希望の動向、在宅介護と介護者などについて分析し報告書を作成する。

- ① 調査票の設計・印刷・発送

【生活形態・健康状態調査】

・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」一般高齢者・総合事業対象者・要支援者

3,000部

・「在宅介護実態調査」要介護・要支援者

500～1,000部

※「在宅介護実態調査」については一部、認定調査員による聞き取り調査とするが、必要サンプル数(600件)に不足する部分につき郵送調査を実施する。

※各調査の調査項目については、各アンケートに必要と思われる設問について企画提案するものとし、調査対象者数についても、甲と協議のうえ決定するものとする。

※調査票・返信用封筒の印刷については、乙が行う。

※調査の対象者の抽出は甲が行い、これにかかる費用は甲が負担するものとする。

※調査票の封入・発送は乙が行い、これに係る費用は乙が負担するものとする。回収は乙宛とし、回収に係る費用は乙が負担するものとする。

【市の独自調査】

・その他計画策定に有効と思われる調査

- ② 調査票の検票・データ入力

- a 入力前のデータ確認
- b 調査データの入力
 - ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」：地域包括ケア「見える化」システムへ入力
 - ・「在宅介護実態調査」集計用エクセルシートへ入力。審査会後に認定ソフト2018より調査回答者の結果を出力し、それらのデータを厚生労働省提供予定の自動分析ソフトに入力

③ 集計・調査分析

- a 回収データの集計・分析
 - ・日常生活圏域の実態把握と分析
 - ・地域包括ケアシステムの構築に向けたニーズの把握と分析
 - ・介護サービスのニーズの把握と分析
 - ・在宅継続・就労継続など主として要介護者の客観的な状態把握と分析
 - ・地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析
- b 調査報告書の作成

※調査報告書は、回収データの分析の結果及び計画策定に向けて、市における高齢者福祉、老人保健、介護保険各分野における課題や問題点等を含めて作成することとする。

④ 成果品の納品

- a アンケート調査報告書（製本）（白黒印刷） 15部
- b アンケート調査報告書（電子媒体・エクセル形式等） 1部
- c 付帯資料一式

(2) 第8期計画策定業務

先に行った実態調査の分析結果及び関連法の改正、市の高齢者を取り巻く状況を踏まえ、高齢者福祉、老人保健、介護保険の全般にわたり、市における課題や問題点等を分析し、地域の実情や特性を活かした計画策定を行う。

① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況と分析のまとめ

- a 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の把握
- b 上位計画・関連計画の動向の把握
- c 法改正の把握

② 事業実績及びそのデータ分析

- a 高齢者の状態・生活環境の把握(宜野湾市全般及び日常生活圏域行政区ごとの分析)
- b 高齢者福祉事業実績
- c 介護保険事業実績
- d 市全域及び日常生活圏域ごとの介護保険サービスの利用実態、給付費の分析評価
- e 要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方の分析
- f 介護保険事業者等の把握・分析

③ 各サービス目標値等の推計

- a 将来人口推計、介護認定者数等各サービスの推計及び分析
- b 高齢者福祉事業量の推計及び分析
- c 介護保険事業量、保険料推計及び分析・介護保険事業量見込み量の確保のための方策の検討
- d 各事業の進捗管理のための指標及び数値目標の設定

- ④ 計画素案の作成
 - a 計画フレームの設計
計画の基本理念、基本方針の支援、計画推進のための施策検討の支援
 - b 素案原稿の作成、校正、編集
- ⑤ 概要版の作成
 - a 概要版の企画・立案
 - b 概要版の版下作成
- ⑥ パブリックコメントの実施の支援
 - a パブリックコメントの資料作成
 - b パブリックコメントでの意見の集約・宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映
- ⑦ 成果品の納品
 - a 計画書の印刷・製本(表紙:フルカラー印刷, 本文:白黒印刷)A4版 約100頁 350部
 - b 概要版の印刷・製本(カラー 2色印刷)A4版 約8頁 1,800部
 - c 計画書の報告書(電子媒体・エクセル形式等) 1部
 - d 付帯資料一式 1部
- ⑧ 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会開催支援及び出席(年約10回)
 - a 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の資料作成、議事録作成
 - b 調査報告書の作成
 - c 研究員との打ち合わせ(適宜)
- ⑨ 進行管理
宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定・進行に係る打ち合わせを適宜行う。

(完了報告書の提出)

7. 乙は業務が完了した際に業務完了報告書を作成し、委託期間満了後10日以内に甲へ提出するものとする。

(成果物等への帰属)

8. 委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権その他一切の権利は甲に帰属す。

9. 乙は、甲の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

(再委託の禁止)

10. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲が書面により承認した時はこの限りではない。

(委託業務の実施体制)

11. 乙は、委託業務と同様又は同等の計画策定業務に従事した経験を有するものを中核に、適切な数の的確な人材によって委託業務を円滑かつ的確に実施しなければならない。

(業務責任者の選任)

12. 乙は、委託業務の統括管理を行わせる「業務責任者」を定め、甲に報告する。業務責任者を変更した時も同様とする。

13. 業務責任者は、この契約の契約者を決定するために甲が行ったプロポーザルにおいて、乙が提出した業務実績書等に記載した予定業務責任者でなければならない。ただし、病気等やむを得

ない理由により、予定業務責任者が従事することが困難であると甲が認めた場合は、この限りではない。

(業務実施計画書の提出)

14. 乙は、委託業務に着手する前に作業計画書等を提出し、甲の承認を得るものとする。

(協議又は打ち合わせの実施)

15. 乙又は業務責任者は、委託業務の着手時及び完了時その他適時に、甲の担当職員と委託業務を円滑に実施するための打ち合わせを行うものとする。

(資料の提供)

16. 乙は、甲が保有している委託業務に関する情報又は資料について、無償で提供を受けることが出来る。

(秘密保持、情報の管理)

17. 乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための外部委託管理に関する特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(資料の返還又は情報の消去)

18. 乙は、委託業務を完了し甲の履行確認を受けたときは、甲の指示により、甲から提供を受けた資料又は情報を速やかに返還又は消去しなければならない。

19. 乙は、前項により情報を消去した時は、速やかに消去が完了した旨を甲に報告しなければならない。

(甲の調査等)

20. 甲は、必要があると認めるときは、乙の履行状況について調査又は確認することができる。また、委託業務の進捗状況等について、乙に報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

21. 乙は、契約の履行又は委託業務の実施に際して事故が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

22. 乙は契約の履行又は委託業務の実施に際して、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りではない。

(疑義)

23. 甲及び乙は、この仕様書の内容又は記載のない事項等について疑義が生じたときは、速やかに協議するものとする。

(別紙2) 企画提案書作成要項

1. 会社概要・実績等

- ① 会社概要
- ② 業務実績

2. 企画提案の概要

- ① 介護保険事業計画全般に対する考え方
- ② 宜野湾市の高齢者の現状と課題
- ③ 第8期計画策定のポイント
- ④ 高齢者実態調査の概要
- ⑤ 計画策定業務フロー

3. 業務スケジュール

- ① 計画策定に向けた具体的スケジュールについて記載すること。

4. 業務実施体制

- ① サポート体制、内容について記載すること。
- ② 緊急時の対応について記載すること。

5. その他

- ① 「第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務委託仕様書」以外に、独自の提案すべき点があれば記載すること。